

平成 30 年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について

1 事業実施方針

広く福祉サービス第三者評価事業の周知を図るとともに、受審環境の整備、受審促進のため、次の3項目に重点を置いて事業を実施する。

- 制度・基準 — 平成 30 年 3 月に厚生労働省から発出された、福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正通知等（①評価基準ガイドラインの改定，②受審率の数値目標設定等の努力義務化，③評価手法の見直し，④評価機関の認証更新時研修の導入）を踏まえ、県の評価制度・評価基準の見直しを行う。
- 評価機関 — 募集及び認証を行うとともに、評価の質の向上と安定を目指し評価調査者研修を実施する。
- 普及啓発 — 事業者に対し、各種研修会、指導監査等を通じ積極的な広報に努めるとともに、他制度の見直し（①社会福祉法人の監査周期の延長，②介護サービス情報公表システムへの評価結果掲載，③第三者評価実施状況の説明義務化）を踏まえ、事業者への周知，受審促進を行う。また、市町村への制度周知，受審促進協力依頼を行う。

2 事業実施に関する事項

	事業内容	実施予定	実施場所	備 考
1	宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催及び <u>県評価制度・評価基準の見直し</u>	2 回程度 (7・12 月頃)	県庁 会議室	<p>○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議 <u>国指針改正通知等を踏まえた、県評価制度・評価基準の見直し</u> 【第 1 回:方向性審議, 第 2 回:具体案審議】</p> <p>※<u>県評価制度・評価基準の見直し内容</u> (障害者・児福祉等全 3 分野) ①評価基準の改正 (共通評価) ②受審率の数値目標の設定・公表等 (障害者・児福祉等全 3 分野) ③評価手法の見直し (既存資料活用等による受審時の事業者負担の軽減) ④評価機関の認証更新時研修の導入</p> <p>○評価機関の認証に係る調査審議 (認証部会) 【第 2 回で審議 (新規申請があった場合のみ)】</p>
2	県評価基準の見直し (再掲)	通年	-	<p>○<u>国評価基準ガイドライン改定に伴う県評価基準改正 (共通評価/障害者・児福祉等全 3 分野)</u></p> <p>○改正時期 (予定) :平成 30 年度に改正手続きを完了し、平成 31 年度評価から適用</p>

	事業内容	実施予定	実施場所	備考
3	評価機関の募集・認証	1回	-	○募集期間：委員会（第2回）開催前の1か月間
4	評価調査者研修の実施	各1回	県内	○養成研修：平成30年9月実施（予定） ○継続研修：平成31年2月実施（予定） （県評価基準改正等を反映）
5	普及啓発	通年	県内	<p>[事業者向け]</p> <p>○各種事業者集団指導, 研修会等での周知(委員, 評価機関等の御協力による効果的な普及啓発の実施)</p> <p>○他制度見直し内容の周知, 受審促進への活用</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※他制度の見直し内容</p> <p>①社会福祉法人の監査周期の延長 (障害者・児福祉等全3分野)</p> <p>②介護サービス情報公表システム改修による評価結果の掲載 (高齢者福祉(介護保険)分野)</p> <p>③事業者から利用申込者への「第三者評価実施状況」の説明義務化 (障害者・児福祉, 高齢者福祉(介護保険)の2分野)</p> </div> <p>○各事業者への制度周知・受審促進通知</p> <p>○受審事業所掲示用啓発ポスターの作成, 交付</p> <p>[一般向け]</p> <p>○県ウェブサイト, チラシ配布等</p> <p>[市町村向け]</p> <p>○制度周知, 受審促進協力依頼</p>

※福祉サービス第三者評価事業に関する国指針改正通知等

- ①「福祉サービス第三者評価事業に関する指針について」の全部改正について」の一部改正について
(平成30年3月26日付け子発0326第10号, 社援発0326第7号, 老発0326第7号厚生労働省子ども家庭局長, 社会・援護局長, 老健局長通知)
- ②障害福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について
(平成30年3月29日付け社援発0329第18号, 障発0329第28号, 厚生労働省社会・援護局長, 障害保健福祉部長通知)
- ③高齢者福祉サービス事業所等における第三者評価の実施に係る留意事項について
(平成30年3月26日付け社援発0326第8号, 老発0326第8号, 厚生労働省社会・援護局長, 老健局長通知)